

役員等費用弁償及び退任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人協栄会の役員等の費用弁償及び退任に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員をいい、役員に準ずる者とは、評議員選任・解任委員、顧問、第三者委員をいう。

(扶養弁償)

第3条 役員等が理事会に出席したとき及び評議員会に出席したときには、別表1によりその費用を会議の都度弁償することができる。

- 役員等が退任した場合、その資格及び在任期間に応じて別表2により慰労金を支払う。ただし、役員等の職にありながら職員を兼務している場合は、退職金に慰労金を加算して支払う。

(改正)

第4条 この規定の改正は、理事会の決議を要する。

別表1

	車代	会議手当	監査手当
理事	2,000円	5,000円	
監事	2,000円	5,000円	20,000円
評議員	2,000円	4,000円	
その他の役員	2,000円	3,000円	

別表2

	1年につき
代表理事	40,000円
理事・監事	30,000円
評議員	20,000円
その他の役員	10,000円

附則 この規程は平成28年 4月 1日より施行する

附則 この規程は令和 3年 6月 1日より施行する

附則 この規程は令和 4年 4月 1日より施行する